

改正育児・介護休業法と 企業が受けられる助成金セミナー

2017年1月1日より施行されております、改正育児介護休業法、改正男女雇用機会均等法について、また、企業が受けられる助成金についてのセミナーを開催いたします。
この機会に是非ご参加下さいますようご案内申し上げます。

開催要項

- 日時 平成29年2月22日(水)午後1時30分～3時30分
場所 胆江地域職業訓練センター(奥州市水沢区真城字中上野96-3)
講師 合同会社ほがらかオフィス代表社員
かおり社会保険労務士事務所所長 菅原かおり 氏
- 受講料 会員 無料、一般 1,000円
- 内容 1. 改正育児・介護休業法の要点
育児休業、介護休業とは?
介護休業が3回に分けてとれる。その意図は?
看護休暇、介護休暇の半日取得
介護休業とは別に介護短時間勤務制度が使えるようになる
マタハラ・パタハラとは?防止対策。
2. 育児休業を取得させた場合、介護休業を取得させた場合に受給できる助成金とは?
3. その他の助成金について
・キャリア・アップ助成金
・キャリア形成促進助成金
・両立支援助成金(育休復帰支援プランコース)
- 申込み 下記申込書に記入のうえ、FAXにて2月15日までにお申込みください。



公益社団法人胆江法人会

〒023-0818 奥州市水沢区東町4 TEL 24-3141 FAX 24-3148

改正育児・介護休業法と企業が受けられる助成金セミナー 受講申込書

公益社団法人胆江法人会 行き

事業所名		住所	
参加者名		参加者名	

ご記入頂いた個人情報は、参加者名簿の作成、当会からの連絡・各種情報提供の目的にのみ使用致します。